

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年2月22日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（市民部文化振興課）

監査実施期間 平成30年 9月12日から
平成30年10月 5日まで

豊川市監査公表第31号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市開発ビル株式会社に私人委託している公演事業のチケット売払代金について、その売払代金を分任出納員である文化振興課職員が委託先に出向いて収納しているが、安全な公金取扱い及び事務の効率化の観点から、豊川市開発ビル株式会社に直接市指定金融機関等へ振込みをさせるなど、見直しを検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 文化振興課が団体事務局を所管している豊川市文化のまちづくり委員会の通帳及び印鑑の管理を職員1人で行っているため、事故防止の観点から、平成27年1月23日付け豊財号外の通知に基づき、適正な管理等に改善されたい。</p> <p>2 備品管理については、決算審査及び今回定期監査で備品の計上漏れ等の不備があったので、是正するとともに豊川市物品管理規則に基づき適正な管理体制の改善を図られたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市開発ビル株式会社とも協議し、平成30年11月分から「納入通知書」により、指定金融機関に振込みをしていただくように取り扱いを変更いたしました。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市文化のまちづくり委員会の通帳及び印鑑の管理について、通帳を文化振興課長補佐、印鑑を文化振興課長がそれぞれ管理し、平成27年1月23日付け豊財号外の通知に基づく管理体制に改善しました。</p> <p>2 備品の計上漏れ等の不備については既に是正済みであり、平成30年12月から、定期（4月、8月、12月）ごとに備品登録（新規・廃棄）を複数の職員で確認して管理するように改善しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年1月31日現在のものである。